

第廿二条 脊員ハ党員一十年

ヲ納入シ且ツ党規ヲ遵守スル事ヲ要

ス(但シ分派スル事ヲ得)

第廿三条

本党ノ體制セントスルモノハ理由ヲ明記シ党員證ヲ添ヘテ所屬班

若シクハ支部ヘ申出ヅベシ、

但シ既訛ノ党員ハ退居セズ、

第廿四条

党員ニシテ左ノ一二該當スルモノハ執行委員會、支部大會ノ決議ニヨリ陳名入、

一、党ノ綱領、規約、決議ニ違背シタル者

二、党ノ統制ヲ乱シタル者、若シク面目ヲ毀損シタル者、

但シ執行委員會ニ於テ陳名セラレタル者ハ次期大會ニ指訴スルコトヲ得、此期間中被陳名者ハ党員タルノ資格ヲ喪失ス、

第六章 附則

第廿五条

本規約ニ基シ施行細則別表並ニ班規約準則ハ執行委員會ニ於テ乞

正スレコトヲ得バ、

本規約ハ昭和四年三月三日ヨリ實施ス。

以上